

余裕期間設定工事の本格導入について

平成 29 年 2 月
会津若松市契約検査課

1 趣旨

平成 26 年 10 月の余裕期間制度試行から、2 年が経過し、余裕期間設定工事が入札不調へ一定程度の効果があったこと、受注者の余裕期間の利用実績があること及び国が余裕期間の活用について推進していることより、試行期間を終了し、本格導入いたします。

2 主な内容

(1) 余裕期間設定工事要領の制定

「会津若松市余裕期間を設定できる工事試行要領」を廃止し、「会津若松市余裕期間設定工事要領」を制定いたしました。

(2) 手続き等の主な変更点

① 「余裕期間利用報告書」及び「着工日報告書」を「余裕期間利用（変更）届」の一様式とし、利用届に記載した着工日を変更したい場合のみ変更届を提出することとします。

【変更前】

契約書提出時
「余裕期間利用報告書」を提出



着手日の 5 日前まで
「着工日報告書」を提出

【変更後】

契約書提出時
「余裕期間利用（変更）届」を提出



着手日を変更したい場合のみ
「余裕期間利用（変更）届」を提出

※着手日に変更がない場合は提出の必要はありません。

② 契約関係書類及び工事関係書類に**記載する工期は、設計書を除き、すべて契約書に記載された工期**に統一します。⇒工事関係書類の工期を「契約工期 自 至」に統一します。
着手届の様式に着手日を記載することとします。

③ **工事履行報告書は余裕期間は提出しない**こととします。

④ 着手届、工程表、現場代理人通知書及び施工体制台帳の提出並びにコリンズ登録を**着手するとき**に統一します。

(3) その他

・余裕期間中に受注者ができる事項を明確にしました。

受注者は、余裕期間中に建設資機材の準備、労働者確保等（下請契約を含む。）の工事着手以外の工事のための準備を自らの裁量で行うことができる。

3 適用日

平成 29 年 3 月 1 日以後に契約を締結する工事から適用します。